

安八町告示第144号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年10月9日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年10月31日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 大平 文雄

記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted]

2 請求書の受付

令和元年10月9日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年6月25日から27日、日本公開天文台協会全国大会総会の折りの旅費 54,820円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年9月11日付 安総第5113号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年9月11日付 安総第5114号 情報公開請求却下通知書
5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて
(戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年10月10日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年6月25日から27日、日本公開天文台協会全国大会総会の折りの旅費 54,820円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年10月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年10月20日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若し

くは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年10月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課をハートピア安八とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) ハートピア安八天文台(以下「天文台」という。)は、楽しみながら天体や天文に親しめる活動を通し、子どもたちや保護者の興味関心を高め情操を育み、また学校などとの連携から町民の天文知識の普及、向上を図り、地域から愛される天文施設を目指して運営に努めている施設である。
- (2) 天文台は(1)の目的を達成するための手段のひとつとして、日本全国に所在している公開天文施設間での情報交換等の場に参加し、そこで得られた専門的な情報を天文台の運営に反映させるため、平成20(2008)年度から日本公開天文台協会(JAPOS)の会員になった。
- (3) 平成30年5月16日付「日本公開天文台協会(JAPOS)第13回大会(福島大会)(以下「JAPOS第13回大会」という。)について(開催案内)」が、日本公開天文台協会 会長から、ハートピア安八天文台長(以下「天文台長」という。)に送達された。
- (4) (3)の内容は、「1. 会期 平成30(2018)年6月25日(月)13:00~6月27日(水)(2泊3日) / 2. 会場・宿泊 メイン会場: [REDACTED] (略) / 3. メインテーマ「行ってみたい公開天文台」日本全国各地に所在する公開天文台施設の立地や環境、運営形態は様々であると思います。施設の特性を活かした運営方法など、(教育、観光、「地域振興等」来館者の満足度アップ、利用者と公開天文台の“良い関係”につながる発表をしていただければと思います。 / 4. 記念講演 演題「未定」国立天文台副台長、日時: 6月25日(月)13:30~(略)」であった。
- (5) JAPOS第13回大会には、天文台長が出席した。
- (6) JAPOS第13回大会は、「1日目(6月25日): 講演会・研究発表・懇親会・ナイトセッション、2日目(6月26日): 総会・研究発表・懇親会、3日目(6月27日): 研究発表」の日程で開催された。

- (7) 天文台長は、3日目(6月27日)に、「火星大接近!新プラネタリウムと工作でちょっと楽しい天文教室」との題名で研究発表をした。
- (8) 天文台長がJAPOS第13回大会に出席する目的は、(7)で示した研究発表と併せて、他の出席者らと公開天文施設の効率的な運営のあり方や天体に関する専門的な意見交換するためであった。
- (9) JAPOS第13回大会の会場は(4)のとおりであったことから、天文台長は新幹線を利用して、岐阜羽島駅と福島駅間の往復を移動した。
- (10) JAPOS第13回大会の日程は2泊3日であったことから、天文台長はJAPOS第13回大会事務局が手配した宿泊施設にて2泊した。
- (11) (9)に係る鉄道賃の内訳については、岐阜羽島駅から福島駅までの往復路の新幹線代35,220円(17,610円×2)であった。
- (12) (10)に係る宿泊料の内訳については、19,600円(9,600円×2)であった。
- (13) 天文台長はJAPOS第13回大会の機会を利用して(8)の目的を達成し、その旨の復命を書面にておこなった。
- (14) (10)については安八町職員の旅費に関する条例(以下「条例」という。)第12条に基づき、併せて(11)については条例第15条に基づき、平成30年10月15日付けで天文台長に支払われた。

第6 判断に当たっての関係法令等について

- 1 条例第12条
公務のために旅行する職員等に対して支給する鉄道賃について規定されている。
- 2 条例第15条
公務のために旅行する職員等に対して支給する宿泊料について規定されている。
- 3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁
住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。また、領収書が添付されておらず旅費を支払ったことも証することができず疑義が持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)、(6)、(7)について、その公務性を検討することとした。

天文台長は、同／(8)のとおり、JAPOS第13回大会の3日目(6月27日)に、「火星大接近!新プラネタリウムと工作でちょっと楽しい天文教室」との題名で研究発表しており、併せて懇親会等の機会を利用して他の出席者らと公開天文施設の効率的な運営のあり方や天体に関する専門的な意見交換を行っている。

つまり、天文台長がJAPOS第13回大会に出席することは、天文台の責任者としてJAPOS第13回大会の出席者らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたるJAPOS第13回大会の出席者らとの連携を確実なものにする効果が期待できる。

また、天文台長として日本公開天文台協会の発展に重要な役割を果たしているJAPGS第13回大会の出席者らに対し敬意をもって接するべきものであり、JAPOS第13回大会の出席者らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会としてJAPOS第13回大会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、天文台長がJAPOS第13回大会に出席したことは、天文台長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、JAPOS第13回大会の機会を利用して「火星大接近!新プラネタリウムと工作でちょっと楽しい天文教室」との題名で研究発表しており、併せて懇親会等の機会を利用して他の出席者らと公開天文施設の効率的な運営のあり方や天体に関する専門的な意見交換をすることは、天文台長の職務の範囲内であり、条例の基準に基づき、公務であるJAPOS第13回大会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「本件の支出負担行為決議書兼支出命令書に添付されている出張命令兼請求書は安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。」についてだが、行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入について」と同様に戻入がされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。